

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月31日法律第50号)に基づき、指定難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする事となる疾病のうち、厚生労働大臣が指定した疾病)の患者が指定医療機関(都道府県知事の指定を受けている医療機関)によって指定特定医療を受けたときに要した費用について特定医療費を支給するための事務を行う。</p> <p>①申請及び届出を受理し、特定医療費支給認定申請の申請書類に書かれた内容及び添付書類を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ③申請書類等を愛知県に進達する。 ④愛知県が支給認定申請を承認した場合には、申請者に対し特定医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。 ⑤愛知県が支給認定申請を不承認とした場合は、不承認通知書を送付する。 ⑥再交付申請及び申請内容の変更の届出の場合は、愛知県が作成した特定医療費受給者証、自己負担上限額管理票及び通知文を送付する。 ⑦支給認定の履歴の管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申請及び届出を受理し、特定医療費支給認定申請の申請書類に書かれた内容及び添付書類を確認する。 ②申請内容をシステムに入力し、管理する。 ③支給認定の履歴の管理を行う。</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム(特定医療費) 2 指定難病特定医療費管理システム(愛知県) 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 宛名管理システム 5 庁内連携システム(データ連携基盤)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費に関する請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の項番98
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
愛知県	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I-4①情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施しない	事前	
平成29年2月15日	I-4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法という。)第9条第1項及び別表第一の項番98	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の項番98 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第71条	事前	
平成29年2月15日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I-5-②所属長	小幡 実	片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事前	
平成30年3月23日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	
平成30年3月23日	I-1③システムの名称	1 福祉総合システム(特定医療費) 2 指定難病特定医療費管理システム(愛知県) 3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 4 中間サーバー 5 住民基本台帳ネットワークシステム 6 宛名管理システム 7 庁内連携システム(データ連携基盤)	1 福祉総合システム(特定医療費) 2 指定難病特定医療費管理システム(愛知県) 3 住民基本台帳ネットワークシステム 4 宛名管理システム 5 庁内連携システム(データ連携基盤)	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長 片岡 泉	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV-1	—	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4	—	[○]委託しない	事後	
平成31年4月1日	IV-5	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-7	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-8	—	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	—	十分である	事後	
令和2年10月1日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年10月1日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年10月1日	I-8	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6715)	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	IV-4	委託しない	十分である	事後	
令和3年4月1日	I-5-①部署	保健部健康増進課	福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長	障がい福祉課長	事後	
令和3年4月1日	I-7請求先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課	事後	
令和3年4月1日	I-8連絡先	444-8545 岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課(0564-23-6180)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 福祉部障がい福祉課(0564-23-6180)	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の項番98 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第71条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び別表第一の項番98	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) 、 <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) 、 <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	
令和4年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	
令和4年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	—	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月20日時点	事後	